

長野県企業局の組織に関する規程等の一部を改正する管理規程を次のように制定します。

平成18年2月9日

長野県公営企業管理者 古林 弘充  
**長野県公営企業管理規程第1号**

長野県企業局の組織に関する規程等の一部を改正する  
管理規程

(長野県企業局の組織に関する規程の一部改正)

第1条 長野県企業局の組織に関する規程(昭和42年長野県公営企  
業管理規程第27号)の一部を次のように改正する。

別表第3の南信発電管理事務所の項中 「上伊那郡高遠町」  
を 「伊那市」 に改め、同表の北信発電管理事務所の項中

「小県郡真田町」 を 「上田市」 に改める。

(企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第2条 企業職員の給与に関する規程(昭和43年長野県公営企  
業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表中

「小県郡真田町大字長字十の原1278番地の244」 を  
「上田市菅平高原1278番地の244」 に改める。

**附 則**

この管理規程は、平成18年3月6日から施行する。ただし、第1  
条中長野県企業局の組織に関する規程別表第3の南信発電管理事務  
所の項の改正規定は、同月31日から施行する。

経営企画課

**長野県告示第62号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項及び第2項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護又は居宅介護支援計画の作成を担当する機関として、次のとおり指定しました。

平成18年2月9日

長野県知事 田中康夫

1 居宅介護事業者

事業の種類	名 称	主たる事務所の所在地	事 業 所 の 名 称	事 業 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日
訪問看護	社会福祉法人敬老園	上田市常盤城2256-1	うえだはら訪問看護ステーション	上田市上田原1053番地1	平成18年1月1日
通所介護	松塩筑木曾老人福祉施設組合	塩尻市大門七番町3番3号	デイサービスセンター ジョイフル岡田	松本市岡田下岡田677番地1	平成18年1月1日
	特定非営利活動法人中國帰国者等のための介護・福祉の会ニイハオ	飯田市北方3214番地	宅老所ふれあい街道ニイハオ	飯田市鼎切石4080番地1	平成17年11月1日

2 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	事 業 所 の 名 称	事 業 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日
有限会社かふね	飯田市北方2209番地1	介護のかふね居宅支援事業所	飯田市育良町2丁目24番地2号	平成17年11月1日
大町市	大町市八坂1128番地	大町市八坂在宅介護支援センター	大町市八坂1128番地	平成18年1月1日

厚生課

## 長野県告示第63号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する生活保護法第50条の2の規定により、指定を受けた介護機関から事業所の名称及び所在地が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

平成18年2月9日

長野県知事 田中康夫

## 1 居宅介護事業者

事業の種類	名 称	主たる事務所の所在 地	事業所の名称	事業所の所在地	変 更 事 項		変 更 年月日
					新	旧	
訪問介護	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2の9	アイリスケアセンターこさと	上田市上野60番地7	上田市上野60番地7	上田市古里27番地10	平成17年7月1日
通所介護	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2の9	アイリスケアセンターこさと	上田市上野60番地7	上田市上野60番地7	上田市古里27番地10	平成17年7月1日
短期入所生活介護	松塩筑木曾老人福祉施設組合	塩尻市大門七番町3番3号	岡田の里	松本市岡田下岡田677番地1	岡田の里	浅間つつじ荘	平成17年12月4日
					松本市岡田下岡田677番地1	松本市原418番地口	

## 2 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在 地	事業所の名称	事業所の所在地	変 更 事 項		変 更 年月日
				新	旧	
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2の9	アイリスケアセンターこさと	上田市上野60番地7	上田市上野60番地7	上田市古里27番地10	平成17年7月1日

## 3 施設介護事業者

施設の種類	名 称	所 在 地	変 更 事 項		変 更 年月日
			新	旧	
介護老人福祉施設	岡田の里	松本市岡田下岡田677番地1	岡田の里	浅間つつじ荘	平成17年12月4日
			松本市岡田下岡田677番地1	松本市原418番地口	

厚生課

## 長野県告示第64号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する生活保護法第50条の2の規定により、指定を受けた介護機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成18年2月9日

長野県知事 田中康夫

## 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	事 業 所 の 名 称	事 業 所 の 所 在 地	廃止年月日
八坂村	北安曇郡八坂村1108-1番地	八坂村在宅介護支援センター	北安曇郡八坂村1128番地	平成17年12月31日
美麻村	北安曇郡美麻村11399番地	美麻村在宅介護支援センター	北安曇郡美麻村11810番地イ	平成17年12月31日

厚生課

**長野県告示第65号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成18年2月9日

長野県知事 田 中 康 夫

## 1 施行者の名称

上田市

## 2 都市計画事業の種類及び名称

上田都市計画道路事業 3・3・4号 諏訪部伊勢山線

## 3 事業施行期間

平成13年7月23日から

平成21年3月31日まで

## 4 事業地

## (1) 収用の部分

変更なし

## (2) 使用の部分

なし

都市計画課

**長野県告示第66号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成18年2月9日

長野県知事 田 中 康 夫

## 1 施行者の名称

松本市

## 2 都市計画事業の種類及び名称

松本都市計画道路事業 3・4・22号 小池平田線

## 3 事業施行期間

平成14年10月7日から

平成21年3月31日まで

## 4 事業地

## (1) 収用の部分

変更なし

## (2) 使用の部分

変更なし

都市計画課

**長野県告示第67号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成18年2月24日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成18年2月9日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 飯田富山佐久間線
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
飯田市千栄73番の11地先から 飯田市千栄73番の1地先まで	旧	m 7.6~21.3	km 0.0382
同上	新	m 7.6~9.2	km 0.0382

道路維持課

**長野県下伊那地方事務所告示第1号**

南信州広域連合長から申請のあった規約の変更については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第9条の3第1項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、平成18年1月20日付で許可しました。

平成18年2月9日

長野県下伊那地方事務所長 柳沢直樹

市町村課

**選告示第2号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による平成16年分の政治団体の収支に関する報告書について、長野県木材産業政治連盟から次のとおり訂正の報告がありました。

平成18年2月9日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉邦男

別冊の長野県木材産業政治連盟中

「 支出総額	815,715円
繰越額	4,173円」
を	
「 支出総額	765,715円
繰越額	54,173円」

に、

「 事務所費	100,000円
小計	100,000円」

を

「 事務所費	50,000円
小計	50,000円」

に、

「 合計	815,715円」
「 合計	765,715円」

に改める。

選挙管理委員会